

# 火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示

## (法第 11 条ただし書き)

火薬類取締法第 11 条第 1 項のただし書きの規定により、火薬類を火薬庫以外に貯蔵する場合の数量は、省令第 15 条第 1 項の表の上欄に掲げる者に応じてその下欄に掲げる数量となります。

貯蔵する者の区分等により、貯蔵の技術上の基準（省令第 16 条等）が異なるため、保管庫の選定の際には十分注意してください。

なお、競技用紙雷管、建設用びょう打ち銃用空砲等のみ販売する業者が、火薬類を火薬庫外で貯蔵しようとする場合は、都道府県知事の指示を受ける必要があります。

### ○必要な書類

#### 1 火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書

※省令第 15 条第 1 項の表（8）は指示申請の手続は不要です。

#### 2 貯蔵場所の位置図（最寄りの駅、バス停からの記載）

#### 3 貯蔵場所付近の見取図

#### 4 省令第 16 条（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）に掲げる事項の適合状況

#### 5 その他、技術上の基準を満たしていることを示す書類

（例：日本産業規格 K4382 の基準（火薬類の盗難防止設備の要求事項）に適合していると記載されたカタログ等）

#### 6 貯蔵火薬類の詳細がわかる書類（貯蔵火薬類計算表、カタログ等）

#### 7 管理責任者を明記した書類

#### 8 保管庫の詳細（構造図・カタログ等）

9 承諾書又は契約書等（他社の土地・建物に庫外貯蔵場所を設けるなど、承諾書等がないと庫外貯蔵場所を設置できない場合、その写しを添付する。）

10 手数料 不要

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

○申請にあたっての注意事項

1 原則として申請の前に消防保安室と事前協議を行ってください。

※継続して申請する場合は、協議は不要です。

2 火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書の記載事項に変更があった場合は、記載事項変更報告書を提出してください。